

入会金・会費に関する規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ソサエタルデザイン研究所（以下「本研究所」という。）定款第6条に定められた本研究所の会員について、定款第8条の規定に基づき入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会金)

第2条 入会金は徴収しない。

(会費)

第3条 入会を承認された会員は入会が承認された年度以後、毎年会費を納入しなければならない。

2 年会費は会員の種別に応じて下記の各号のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 個人の正会員 | 10,000 円 |
| (2) 団体の正会員 | 一口 40,000 円、2 口以上 |
| (3) 個人の賛助会員 | 一口 10,000 円 |
| (4) 団体の賛助会員 | 一口 40,000 円、2 口以上 |

3 入会時・退会時の年会費は入退会の時期によらず上記の額とする。

(会員の特典)

第4条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) メーリングリストに登録し、メール等による情報提供を受ける。
- (2) 本研究所が主催、共催する研究会、セミナー等に割引料金で参加できる。ただし、団体の会員については、割引の適用を1口あたり2名までとする。
- (3) 本研究所が会員に限定して提供する資料等（データ、ソフトウェアを含む、有償及び無償）を利用できる。
- (4) 本研究所が一般に提供する資料等を割引料金で利用できる。
- (5) 上記の他、会員への特典に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(改正)

第5条 この規程は、必要と認めた場合、社員総会の決議により改正することができる。

(補 則)

第 4 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 5 日より施行する。(令和 5 年 3 月 5 日社員総会議決)